

7月3日に発行された新紙幣、皆様はもう目にしましたか？

私はまだです。なんとなく当面お目にかかれな気がしています。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和6年8月1日

代表社員 大嶋幸児

定額減税二重取り

6月に始まった定額減税ですが、ケースによっては二重取りできてしまう人がでてしまうということで話題になっています。例えばこんなケースです。

◆サラリーマンのAさん(年収500万円)の配偶者Bさん(年収100万円)は、パート勤めをしています。

◆Aさんは職場で配偶者のBさんの分も含めて定額減税が適用され、Bさんは所得が103万円以下なので所得税及び住民税の合計4万円分の調整給付の対象となります。

このようなケースの場合、Bさんは定額減税の“二重取り”になっているのですが返還の義務はないそうです。

定額減税違反はどうなる？

林芳正官房長官は5月29日の記者会見で、所得税の減税を給与に反映しなかった企業について「労働基準法に違反しうるものと考えられる」とコメントしています。労働基準法24条本文は「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定めており、これに違反する可能性があるとのことらしいです。違反がある場合には30万円以下の罰金というのが法令上の規定だそうです。

一方、星屋和彦国税庁次長は「6月の給与明細書の交付時には対応が間に合わず定額減税額の記載がなされなかったような場合につきましては、基本的に罰則が適用されることはないと考えてございます」と答弁しており、税法上の罰則はないとのこと。

二重取りやら罰則の見解が足並みが揃わない定額減税は一時期は来年以降も継続という話もありましたが、最近は「今年限り」という流れのようです。